

うきは市告示第51号

平成28年第2回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成28年5月25日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成28年6月3日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鑑水 英一君
熊懷 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
諫山 茂樹君	岩佐 達郎君
大越 秀男君	高山 敏枝君
三園三次郎君	藤田 光彦君
櫛川 正男君	

---

○6月6日に応招した議員

---

○6月7日に応招した議員

---

○6月8日に応招した議員

---

○6月13日に応招した議員

---

○応招しなかった議員



---

平成28年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

平成28年6月3日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成28年6月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 委員会調査報告(厚生文教常任委員会)
- 日程第5 議案上程(報告第2号から報告第3号まで2件、議案第48号から議案第61号まで14件、請願第1号1件)
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 報告第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第9 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市税条例等の一部改正について)
- 日程第10 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第11 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について)
- 日程第12 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度うきは市一般会計補正予算(第6号))
- 日程第13 議案第53号 平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第54号 平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 請願の委員会付託(請願文書表)
- 追加日程第1 議長辞職について
- 追加日程第2 選挙第1号 議長選挙
- 追加日程第3 副議長辞職について
- 追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙
- 追加日程第5 決定第1号 常任委員の所属変更について
- 追加日程第6 決定第2号 議会運営委員の選任について

追加日程第7 議長の常任委員の辞任について

追加日程第8 決定第3号 議席の一部変更について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告（諸般の報告・行政報告）

日程第4 委員会調査報告（厚生文教常任委員会）

追加日程第1 議長辞職について

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙

追加日程第3 副議長辞職について

追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙

追加日程第5 決定第1号 常任委員の所属変更について

追加日程第6 決定第2号 議会運営委員の選任について

追加日程第7 議長の常任委員の辞任について

追加日程第8 決定第3号 議席の一部変更について

日程第5 議案上程（報告第2号から報告第3号まで2件、議案第48号から議案第61号まで14件、請願第1号1件）

日程第6 市長の提案理由説明

日程第7 報告第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について

日程第9 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）

日程第10 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第11 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）

日程第12 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度うきは市一般会計補正予算（第6号））

日程第13 議案第53号 平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第54号 平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 請願の委員会付託（請願文書表）

---

出席議員（15名）

1番	岩淵 和明君	2番	鎌水 英一君
3番	熊懷 和明君	4番	中野 義信君
5番	佐藤 湛陽君	6番	上野 恭子君
7番	江藤 芳光君	8番	伊藤 善康君
9番	諫山 茂樹君	10番	岩佐 達郎君
11番	大越 秀男君	12番	高山 敏枝君
13番	三園三次郎君	14番	藤田 光彦君
15番	櫛川 正男君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長	熊懷 洋一君	記録係長	浦 聖子君
記録係	伊藤 諒平君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	高木 典雄君	副市長	……………	吉岡 慎一君
教育長	……………	麻生 秀喜君	市長公室長	……………	石井 好貴君
総務課長	……………	楠原 康成君	会計管理者	……………	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………				瀧内 教道君
企画財政課長	……………	金子 好治君	税務課長	……………	宇野 弘君
徴収対策室長	……………	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………				安元 正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内 英敏君	保健課長	……………	増岡 寿君
福祉事務所長	……………	秦 克之君	住環境建設課長	……………	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………				田籠 正規君
水資源対策室長	……………	高木新一郎君	学校教育課長	……………	内藤 一成君

浮羽市民課長 …………… 山田 昭紀君                      自動車学校長 …………… 今村 一朗君  
総務法制係長 …………… 大石 恵二君                      財政係長 …………… 高瀬 将嗣君

---

午前9時00分開会

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） これから平成28年第2回うきは市議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に5番、佐藤湛陽議員、6番、上野恭子議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月3日から6月13日までの11日間としたいと思  
いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月3日から6月  
13日までの11日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しています、諸般の報告文書をごらんください。

3月29日に、浮羽老人ホーム・うきは久留米環境施設組合議会が開催されています。

以下、各会議等が開催されていますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、ごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 改めましておはようございます。平成28年第2回うきは市議会定例会  
の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼

を申し上げます。

本6月定例会は、条例の改正や補正予算などに関して御審議をお願いするわけではありますが、それに先立ちまして、第1回定例会以降、本日までの主だった事業について報告をさせていただきます。

まず、先々月に発生をいたしました熊本地方を中心とした大地震への対応について御報告をさせていただきます。

被災地では、今なお、多くの住民の方々が避難生活を余儀なくされているという痛ましい状況が続いております。改めて犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました多くの方々に心からのお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、本震と相次ぐ余震で不安な夜を過ごされた市民の皆様も多かったと思います。今回の地震を受け、本市では、飲料水などの支援物資を被災地に提供するとともに、職員を被災地に派遣し、支援活動を行ってまいりました。

まず、支援物資については、被災地の受け入れ状況を見ながら、現地で真に必要とされる内容に沿って行うことが効果的との考えから、九州市長会における災害時の総合支援に基づき、被災地との調整を行い、4月19日に飲料水2トンと毛布300枚を、熊本市と合志市に提供いたしました。

4月25日、26日には、交流都市の群馬県下仁田町と連携し、2トントラック3台分の物資を、熊本市を初め合志市や西原村に提供いたしました。

人的支援に関しましては、5月5日には、被災住宅危険度判定業務に、住環境建設課職員1名を熊本県益城町に派遣、5月20日から26日にかけて、同町の避難所運営支援業務へ延べ14名の職員を派遣しております。

さらに、建物被害状況調査に税務課職員2名の派遣を予定しているところであります。

さらに、被災者に対する住宅支援に関しては、市営住宅提供可能数に加え、市内で提供可能な空き家やマンションの空き室について、市民の皆様の情報提供を受け、九州市長会事務局を通じ、住宅に困窮している被災者への情報提供を行っております。

義援金につきましては、うきは市社会福祉協議会において4月18日から受け付けが開始され、6月1日現在で224万円を超える多くの義援金が寄せられております。市民の皆様におかれましては、各団体・個人を問わず、多くの方々から支援物資の提供・運搬、義援金の拠出など、さまざまな被災地支援を行っていただいておりますことに、厚く感謝を申し上げます。

本市といたしましては、今後とも関係機関との連携を図りながら、被災地の一刻も早い復旧・復興に向けた支援を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

3月24日、保育園と有料老人ホームが一体となった幼老連携型施設うきは幸輪保育園、介護

付有料老人ホームエバーガーデンうきはの竣工落成式が行われました。

同じ敷地の中で、活発な異世代交流を進めていくことで、園児にとっては、高齢者の経験などを学習し、成長する効果が生まれる一方、高齢者にとっては、園児との触れ合いによる認知症の予防効果など、これからの福祉の1つのあり方として期待をしているところでもあります。

3月26日、白壁交流広場において、うきはスイーツ&フルーツコレクション2016が開催されました。うきはの農家が育てたフルーツを使用した和洋菓子が大集合いたしました。会場には、約20点のブースが並び、多くの来場者でにぎわったところでもあります。

同じく3月26日、JR九州春のダイヤ改正が実施されました。久大本線の筑後吉井・うきは間の普通列車の1往復延長運転など利便性が向上したほか、クルーズトレイン「ななつ星in九州」も、JRうきは駅への停車が、昨年同様予定されております。

この1年、朝田保育所と千足保育所の園児がお見送りを続けてきましたが、この4月からは、うきは幸輪保育園の園児と老人ホームの入居者の皆さんが、お見送りを引き継いでおります。

3月27日、うきはグリーンコートにおいて、市内10の保育園などから14チーム、182名の参加のもと、第2回うきはイチゴカップキッズサッカー大会が開催されました。

今後も、サッカーを通じて子供たちの健やかな成長を応援し、あわせて地域の特産品であるフルーツに親しんでいただくことを期待しております。

4月3日、白壁ホールにおいて、平成28年度うきは市消防団入退団式を実施し、昨年より2名多い62名の方が新たに入団されました。消防団員の皆さんには、地域における消防防災のリーダーとして、市民の安心と安全を守るという重要な役割を一層果たしていただくべく、期待をしているところでもあります。

4月5日、姫治山村交流センターにおいて姫治小学校山村留学生入所式が行われました。今年度は、福岡市、太宰府市、筑紫野市、熊本市からの4人の子供たちが入所をいたしました。これから1年間、美しい山里での生活と楽しい学校生活を過ごしていただきたいと思っております。

4月9日、道の駅うきはにおいて、重点「道の駅」リニューアルイベントが開催されました。2000年4月のオープン以来、16周年を迎えた道の駅うきはは、昨年1月には、重点「道の駅」に選定され、贈答品コーナーの新設、電気自動車の充電施設の新設、駐車場の増設、トイレの改良が行われました。そのお披露目として、オープン16周年感謝祭とあわせて記念イベントが開催されました。

また、九州じゃらん6月号掲載の九州・山口144の道の駅の満足度を競う道の駅ランキング2016で、道の駅うきはは初めて第1位に輝き、九州の代表的な道の駅としての評価を受けました。

同駅では、熊本地震の支援として、被災地の道の駅で販売が難しいメロン・スイカ等の特産品



の販売支援も開始いたしました。

4月27日、白壁ホールにおいて、4年目を迎えた、うきは市民大学の開講式が開催されました。市民大学は、市民の生きがいをづくりを目的に、学習の場の提供に限らず、身につけた知識・経験等を地域で生かすことによる生涯学習による人づくり・まちづくりを目指し、活動しております。

特に今年度は、男女共同参画学部の講座内容を一新し、新たに9つの講座を開講しております。そのほか、パワーアップしたさまざまな講座・教室等に参加をいただき、健康と生きがいのある生活を送っていただきたいと思います。

4月29日から5月5日にかけて、皿、茶器、酒器などの素朴なぬくもりが人気を集める、一の瀬焼窯元6軒による陶器祭りが開催され、また、5月3日から5日にかけて、白壁の町並みにある土蔵や民家を美術館に見立てて、作品・コレクションや先人たちの遺作等を展示する、第26回筑後吉井の小さな美術館めぐりが、多くの皆様の来場のもと開催されました。

5月8日、若宮八幡宮境内において、うきは麺祭りが開催され、うきは麺研クラブと市が連携の上、地元の花農家から提供される特産のカーネーションを販売し、売上金額を熊本地震被災地へ送る取り組みが行われました。

うきは市を管内に持つJAには、カーネーションの生産が盛んで、栽培面積、出荷量とも県内最大であり、ブランド産地として約40品種、年間約300万本を全国に出荷をしています。

毎年、母の日に開催されているうきは麺祭りですが、これまでカーネーションが販売されたことはなく、今回のそうめんとカーネーションという地元特産品が結びついた形での被災地支援を、非常に心強く思っているところであります。

4月14日、宮若市において、第130回福岡県市長会総会が開催されました。当日は、県内各市の抱える課題の解決へ向け、行財政、社会文教、経済の各分野で41議案が審議され、全て原案のとおり可決されました。

また、5月11日から12日には、沖縄県南城市において、第118回九州市長会総会が開催されました。熊本県を中心に、いまだに余震が続く中での開催でもあり、開催自体の議論もありましたが、このようなときだからこそ、「九州は一つ」の合い言葉のもと、各市のきずなをさらに強めるべく開催されたものであります。

5月20日、うきは市民センターにおいて、農林水産省九州農政局、北部九州土地改良調査管理事務所、筑後川中流支所の開所式が開催されました。

国営施設機能保全事業、筑後川中流地区の着工に伴い、支所が設置されたものであります。この事業は、本市を含む筑後川中流域に広がる5,194ヘクタールの農業地帯において、農業用水の安定供給及び農業水利施設の維持管理の費用と労力の軽減を図るため、施設の機能を保全す

るための整備を行うものであります。総事業費は22億円、平成38年度の完了を目指しております。

5月21日から22日にかけて、筑後吉井の白壁の町並み・蔵しっく通りにおいて、伝統の骨董市、ちくご吉井お宝の市が開催され、九州一円から古美術業者が集まりました。

2日目の午後1時から、熊本地震被災地支援のためのチャリティーオークションも開催されました。

5月27日、鶴原放水路において、うきは市総合防災訓練を実施し、滞りなく終えることができました。議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御参加をいただきまして本当にありがとうございました。

皆様には、訓練に大変熱心に、そして真剣に取り組んでいただき、大変心強く感じております。今回の熊本地震は、これまでに例を見ないもので、改めて災害の恐ろしさを痛感した次第です。復興に当たっては息の長い取り組みが必要となります。

本市においては、平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害以来、幸いにして大きな災害は起きていませんが、今回の地震が他人事でないことは御承知のとおりであります。防災・危機管理意識等体制の強化に向けて、日ごろから、たゆまぬ努力を積み重ねることが不可欠であります。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で行政報告を終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 委員会調査報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。12番、大越厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 平成28年第1回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により報告をいたします。

まず、うきは市における生活困窮者自立支援制度の取組みについて。

平成25年12月に生活保護法の改正と同時に成立した「生活困窮者自立支援法」では、生活保護に至る前の段階の自立支援強化を図るため、生活困窮者に対し、所要の措置を講ずることは、県、市及び福祉事務所を設置する町村等の責務としています。

その目的は、近年の生活保護世帯の構成に変化が見られ、元気に働ける世代の受給者がふえていく現状があり、そのような生活保護受給者や生活困窮に至るリスクが高い人たちについて、就

労支援や学習支援を通して自立支援ができるようにすることにあります。

今回は、福祉事務所と社協のその担当職員の方からの内容と今までの成果について説明をいただきました。

この事業は、ハローワークや人材派遣会社等が行っている職業訓練や職業紹介とは異なり、そこに至る前の生活上の基本的な挨拶、他の人とのコミュニケーションや自力での交通手段確保のできていない人たちを対象に、いかに就労に結びつけるかが重要なポイントとなっています。

大きく4つの事業の中で特に評価すべき事業は学習支援事業で、単なる学習塾とは異なり、子供の居場所づくりと相談をメインにしており、その成果として、平成26年度、27年度で、合計8名が希望する高校へ全員進学を果たすことができたということでもあります。

その他の事業については、報告書に詳しく記載していますので、御一読をお願いしたいと思います。

次に、子ども医療費支給事業の取り組みについて。

中学3年生までを含む子ども医療費の公費助成については、各自治体で格差が生じており、大きな問題となっていますが、うきは市の現状は近隣自治体と比較すると、ややおけている感は否めません。

この問題は、子育て支援と住民の定住の問題にもつながる、地方創生の重要施策という側面もあわせ持つ課題であるとの認識で、今回は、先進地である福岡県豊前市の現状について調査をしました。

注目すべき事業費の捻出法については、他の子供関係事業費からの組み替えや、第2子祝い金の廃止などの議論を行ったそうではありますが、少子化対策の一部を削れば元も子もないということで、結局は、市債残高の減額による余力分と、地方創生補助金を財源にしたとのこと。また、保険税徴収率向上による県の特別調整金などが、うまく使えたということでした。

公費助成による財政負担増については、当初30%くらい伸びるのではないかと予測したところ、実績からは14%程度であること、また、所得制限を撤廃したことによる市民の不満等については、本来、医療費負担は所得相応の負担が当たり前だという意見は当然あったが、市民の転出を防ぐこととあわせ、近隣自治体との比較で、どうしても避けて通れなかったということでありました。

以下、詳細については、報告書に記載しておりますので、御一読をお願いしたいと思います。うきは市に置きかえた場合、この問題は、時代の趨勢であるという現状と、少子化対策と住民の転出を防ぐ地方創生の重要な施策であるとの認識に至りました。

次に、介護予防の取り組みについて。

平成27年4月の介護保険法の改正により、それまで介護予防事業の中に位置づけられていた

介護予防・日常生活支援総合事業が見直され、新しい総合事業として、平成29年4月までに市町村が実施することが定められました。

それにより、要支援1・2の訪問介護及び通所サービスが国の介護保険から外れ、市町村が担う地域支援事業となり、地方自治体の財政負担に重くのしかかってきています。これらの財政負担増を抑える唯一の方策は、要支援者を出さない。出しても、その数をいかに抑えるかにかかっています。

そこで、この事業に取り組んでいる大分県佐伯市について、増岡保健課長にも同行いただき調査をいたしました。

佐伯市のこの取り組みについて、全体としては新しい地域支援事業の形を構築し、さらにそれを細分化した形で事業を実施しています。その詳細については、添付しています資料をごらんいただきたいと思います。

調査の中で出された主な質問と回答について報告いたします。

農林漁業従事者が多いことも1つの面として、高齢化率36.9%となっており、また、力仕事を長く続けたことによる要支援者や要介護者が多くなった面もあると思われる、とのことでした。

総合事業に取り組む課題は、地域の実情に応じた支援と、自助・互助を基本にした支え合いの地域づくりの視点が大切であること。生活支援サービスは、プロの介護士が行うのではないので、認知症や疾病管理の課題がある人に対する心配はある、とのことでした。

また、サービスについての市民への周知不足があると思われる、ということでしたが、このことについては、佐伯市の面積が、九州の市の中では一番広い903平方キロ余りと、我がうきは市の8倍近い面積があることによることも、その要因ではないか、ということでした。

うきは市も、ことし4月現在、高齢化率は31.4%に達しており、このような地域包括ケアシステムの早期の構築が求められると思います。

サロン等にも参加しない閉じこもりがちな高齢者をいかに把握し、支援につなげていくかが課題であり、地域の実情に応じたさまざまなサービスを実施することで、高齢者になっても元気に暮らせる地域づくりが、ますます重要であるとの認識を持ちました。

以上、閉会中の調査報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。これより議会構成の人事を予定していますので、執行部はここで退席をお願いします。お集まりいただく時間は改めてお知らせいたします。

午前9時30分休憩

.....  
午前9時44分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで総務産業常任委員会の三園副委員長、厚生文教常任委員会の大越委員長、櫛川副委員長、及び議会運営委員会の三園委員長、藤田副委員長より辞任の申し出がありましたので、委員会条例第17条の規定により許可されましたので報告いたします。

---

#### 追加日程第1. 議長辞職について

○議長（岩佐 達郎君） 次に、ここから私の一身上の事件となりますので、議長を副議長に交代いたします。高山副議長、議長席へお願いいたします。

〔議長交代〕

○副議長（高山 敏枝君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務をただいまより行わせていただきます。

このたび岩佐達郎議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高山 敏枝君） 異議なしと認めます。

それでは、議長の辞職を日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程第1、これより議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岩佐達郎議員の退席を求めます。

〔議長 岩佐 達郎君 退席〕

○副議長（高山 敏枝君） それでは、辞職願を局長に朗読させます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 辞職願。

このたび、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成28年6月3日。うきは市議会議長岩佐達郎。うきは市議会副議長高山敏枝様。

以上です。

○副議長（高山 敏枝君） お諮りいたします。岩佐達郎議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高山 敏枝君） 異議なしと認めます。したがって、岩佐達郎議員の議長の辞職を許可することに決しました。

岩佐達郎議員の入場を許可いたします。

〔議長 岩佐 達郎君 着席〕

---

### 追加日程第2. 選挙第1号

○副議長（高山 敏枝君） お諮りいたします。ただいま議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高山 敏枝君） 異議なしと認めます。

それでは、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（高山 敏枝君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。得票数が同じ場合は、くじ引きで当選人を決定いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（高山 敏枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高山 敏枝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（高山 敏枝君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、他事記載並びに白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。投票用紙には、被選挙人氏名、苗字と名前を御記載ください。

それでは、事務局長が議席番号順に氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。  
記入をお願いいたします。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番 岩淵 和明議員	2 番 鏈水 英一議員
3 番 熊懷 和明議員	4 番 中野 義信議員
5 番 佐藤 湛陽議員	6 番 上野 恭子議員
7 番 江藤 芳光議員	8 番 藤田 光彦議員
9 番 伊藤 善康議員	10 番 諫山 茂樹議員
11 番 櫛川 正男議員	12 番 大越 秀男議員
13 番 三園三次郎議員	15 番 岩佐 達郎議員
14 番 高山 敏枝議員	

.....

○副議長（高山 敏枝君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高山 敏枝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（高山 敏枝君） 開票を行います。開票立会人に議席番号1番、岩淵和明議員、議席番号2番、鏈水英一議員を指名いたします。両議員は立ち合いをお願いいたします。

[開票]

○副議長（高山 敏枝君） 選挙の結果を報告いたします。局長に報告をさせます。局長。

○事務局長（熊懷 洋一君） 報告いたします。

投票総数15票、有効投票14票、無効投票1票。有効投票のうち、三園三次郎議員7票、櫛川正男議員7票。

以上でございます。

○副議長（高山 敏枝君） 以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、三園議員と櫛川議員の得票数が同じであり、しかも法定得票数4票を超えております。したがって、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、当選者は、くじで決めることとなります。

くじの手続について申し上げます。くじは2回引きます。まず1回目は、くじを引く順序を決めます。2回目は、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただきます。なお、1番

のくじを引かれた方が当選人といたします。事務局は、くじを抽せん箱に入れてください。

三園議員、櫛川議員、前のほうにお願いいたします。くじについては、1、2の番号が記入されておりますので、その順番で、くじを引く順序をお決め願います。

同時に、くじを引いてください。

〔くじ引き〕

○副議長（高山 敏枝君） ただいまのくじの結果、三園議員が先にくじを引くことになりました。それでは、最初に三園議員、くじをお引きください。

〔くじ引き〕

○副議長（高山 敏枝君） ただいまの結果、1番くじを引かれたのは櫛川議員でございます。したがって、櫛川議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました櫛川議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

議長に当選されました櫛川議員に当選承諾及び挨拶を求めます。櫛川議員、登壇願います。

○議員（11番 櫛川 正男君） ただいま、公平な選挙で同得票数ということで、くじで選ばれました櫛川でございます。本当に今、議長になったという思いで、本当に身の引き締まる思いでございます。しっかり皆様の意見を十分に尊重し、拝聴しながら、そしてしっかり協議をしながら、うきは市の最高機関の議会でございます。それにふさわしい議論を交わしていきたいというふうに思っております。

何せ若輩者でございますけれども、精いっぱい議長として務めさせていただきますので、どうぞ御協力よろしく願いたします。

○副議長（高山 敏枝君） これをもちまして議長と交代いたします。櫛川議長、議長席に着席お願いいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（櫛川 正男君） それでは、ただいまより、私、櫛川が、議長の職務を務めさせていただきます。

ここで暫時休憩といたします。開会は10時15分より行いますのでよろしく願いたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（櫛川 正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....



### 追加日程第3. 副議長辞職について

○議長（櫛川 正男君） このたび、高山敏枝議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第3、副議長の辞職について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高山敏枝議員の退席を求めます。

〔副議長 高山 敏枝君 退席〕

○議長（櫛川 正男君） まず、辞職願を局長に朗読させます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 辞職願。

このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成28年6月3日、うきは市議会副議長高山敏枝。うきは市議会議長櫛川正男様。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） お諮りします。高山敏枝議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、高山敏枝議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

高山敏枝議員の入場を許可します。

〔副議長 高山 敏枝君 着席〕

---

### 追加日程第4. 選挙第2号

○議長（櫛川 正男君） お諮りします。ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。

それでは、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫛川 正男君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。  
得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫛川 正男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（櫛川 正男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、他事記載並びに白票については無効と  
いたします。

ただいまから投票を行います。投票用紙には、被選挙人氏名、苗字と名前を記載ください。

それでは、事務局長が議席番号順に氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番 岩淵 和明議員	2 番 鑓水 英一議員
3 番 熊懷 和明議員	4 番 中野 義信議員
5 番 佐藤 湛陽議員	6 番 上野 恭子議員
7 番 江藤 芳光議員	8 番 藤田 光彦議員
9 番 伊藤 善康議員	10 番 諫山 茂樹議員
12 番 大越 秀男議員	13 番 三園三次郎議員
14 番 高山 敏枝議員	15 番 岩佐 達郎議員
11 番 櫛川 正男議員	

.....

○議長（櫛川 正男君） 確認します。投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫛川 正男君） じゃあ、これより開票を行います。開票の立会人に議席番号1番、岩淵和明議員、議席番号2番、鏈水英一議員を指名します。両議員は立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（櫛川 正男君） では、選挙の結果を報告します。局長に報告をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、藤田光彦議員9票、大越秀男議員6票。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 以上でございます。

以上のとおり、この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、最多得票の藤田議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました藤田議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項により当選の告知をします。

副議長に当選されました藤田議員に、当選承諾及び挨拶を求めます。藤田議員、登壇願います。

（「ここでいいですか」と呼ぶ者あり）いや、登壇。

○議員（8番 藤田 光彦君） どうも、藤田でございます。皆さんの御賛同を得まして、副議長に選ばれました。本当にありがとうございました。

これからは、議会運営のために、議長補佐役として、しっかり務めさせていただきたいと思えますから、今後ともよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時28分休憩

.....  
午前10時55分再開

○議長（櫛川 正男君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第5. 決定第1号

○議長（櫛川 正男君） お諮りします。常任委員の所属変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員の所属変更についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第5、常任委員の所属変更についてを議題といたします。

榑川正男議員より、厚生文教委員から総務産業委員会へ、藤田光彦議員より、総務産業委員会から厚生文教委員会への所属変更の申し出がありますので、委員会条例第7条第3項の規定により所属の変更をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時18分再開

○議長（榑川 正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、各常任委員会の委員長及び副委員長が、委員会条例第8条第2項の規定により互選されておりますので、報告をいたします。

総務産業常任委員会副委員長に三園三次郎議員、厚生文教常任委員会委員長に高山敏枝議員、副委員長に岩淵和明議員。

以上であります。

次に、大越秀男議員、榑川正男議員、藤田光彦議員より、議会運営委員の辞任の申し出がありましたので、委員会条例第18条の規定により、これを許可しましたので報告をいたします。

----- . ----- . -----  
**追加日程第6. 決定第2号**

○議長（榑川 正男君） お諮りします。議会運営委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第6、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。よって、高山敏枝議員、伊藤善康議員、岩淵和明議員を議会運営委員に指名します。このことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名を議会運営委員とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時22分休憩

午前11時30分再開

○議長（**櫛川 正男君**） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会の委員長及び副委員長が、委員会条例第8条の第2項の規定により互選されておりますので、報告をいたします。

議会運営委員会委員長に伊藤善康議員、副委員長に三園三次郎議員。

以上であります。

---

#### 追加日程第7. 議長の常任委員の辞任について

○議長（**櫛川 正男君**） 次に、櫛川正男議員より職責上の都合により、総務産業常任委員の辞任願が出されております。

お諮りします。議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

これから、議長を副議長に交代いたします。藤田光彦副議長、議長席へお着き願います。

〔議長交代〕

○副議長（**藤田 光彦君**） それでは、議長にかわりまして、つかさどっていきたいと思います。

追加日程第7、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、櫛川正男議員の退席を求めます。

〔議長 櫛川 正男君 退席〕

○副議長（**藤田 光彦君**） お諮りします。議長の常任委員の辞任について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（**藤田 光彦君**） 異議ないと認めます。したがって、櫛川正男議員の常任委員の辞任を許可することを決しました。

櫛川議員の入場を許可します。

〔議長 櫛川 正男君 着席〕

○副議長（**藤田 光彦君**） それでは、ここで議長と交代いたします。議長、登壇ください。

〔議長交代〕

---

#### 追加日程第8. 決定第3号

○議長（櫛川 正男君） お諮りします。議長及び副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第8、議席の一部変更についてを議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

局長に朗読させます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、変更のある議席番号と氏名を読み上げます。

8番、伊藤善康議員、9番、諫山茂樹議員、10番、岩佐達郎議員、11番、大越秀男議員、12番、高山敏枝議員、14番、藤田光彦議員、15番、櫛川正男議員。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） お諮りします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。13時15分より再開いたします。書類のちょっと作成が多ございますので、よろしく願いいたします。

午前11時35分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（櫛川 正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、執行部の皆様には初めてでございますので、午前中の改選により新たに議長に就任いたしました櫛川でございます。どうぞ本当にしっかり協議をしながら、効率的な議会にしていきたいと思っておりますので、これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

追加日程の関係で、改めて議事日程を配付しておりますので、御確認をいただきたいと思えます。

---

### 日程第5. 議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、議案上程を行います。

報告第2号から報告第3号まで2件、議案第48号から議案第61号まで14件、請願第1号

1 件を上程いたします。

---

## 日程第 6. 市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第 6、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、第 2 回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先週末は、梅雨を思わせるような天気でありましたが、今週に入り、よい天気が続いております。しかしながら、九州北部地域の梅雨入りの平年は 6 月 5 日となっていることから、間もなく梅雨入りするものと見られます。

気象庁の発表によれば、本年は 2 年間続いたペルー沖の海水温が上昇するエルニーニョ現象は終息し、逆に海水温が低下するラニーニャ現象の発生が見込まれるとのことでもあります。

なお、ラニーニャ現象につきましては、奄美・沖縄地方での夏場の降水量が増加するといった傾向が指摘されておりますが、九州北部地域については、気象面での大きな影響はないとされております。

しかしながら、特に梅雨の後半におきましては、十分に警戒を高めていく必要があると考えております。

5 月 18 日に、内閣府から発表された、1 月から 3 月期の国内総生産につきましては、物価変動の影響を除いた実質で、対前期比 0.4% の増、年換算で 1.7% の増となり、2 四半期ぶりの増加となりました。

しかしながら、個人消費は伸び悩んでおり、企業の設備投資も落ち込んでいる状況であります。

また、平成 28 年熊本地震や円高の影響により、4 月から 6 月期については、再びマイナス成長に陥ることが懸念されている状況であります。

このような中、国のほうでは、一昨年度から地方創生を重要な施策の柱として、地域の活性化に対して力を入れているところであります。そして、地域において具体的な事業を行うために、地方創生に係る交付金による事業を進めているところであります。

うきは市におきましても、昨年度は先行型交付金基礎交付分につきましては、26 年度 3 月補正の繰り越しによる事業、また、先行型交付金上乗せ交付分につきましては、27 年 9 月補正による事業を実施してきたところであります。

さらに、さきの 3 月議会では、地方創生に係る加速化交付金の対象事業について、補正予算を議決していただいたところがございます。御承認いただいた補正予算につきましては、全額を 28 年度に繰り越し、現在、鋭意、事業を進めているところでございます。

また、本年度につきましては、地方創生推進交付金による事業の公募が行われているところで、

うきは市としましても、事業の申請を予定しているところであります。

これに伴い、今議会では、関連する補正予算を上程させていただいておりますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

今、申し上げた地方創生に係る動きに加えて、本年度は、第2次うきは市総合計画のスタートの年でもあります。うきは市ルネッサンス戦略や第2次うきは市総合計画に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力のあるうきは市の形成に向け、議員の皆様と一丸となって務めていく所存でございますので、御協力を賜りますよう、引き続きよろしくをお願いを申し上げます。

さて、本日、提案しております議案は、条例案件3件、予算案件3件、その他の案件10件となっております。

まず、報告第2号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項企画費ほか計22事業につきまして、平成27年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第3号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。

議案第48号から議案第51号までの4件は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第48号は、地方税法の一部改正に伴い、うきは市税条例等の一部改正について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第49号は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第50号は、行政不服審査法の改正に伴い、うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第51号は、平成27年度うきは市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入につきましては、3月定例議会後に確定した歳入額の補正が主なもので、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税及び寄附金の増額補正等の計上、これらの歳入増に伴う基金繰入金の減額補正及び配当割交付金等の減額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費の増額補正が主なものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,978万3,000円を追加し、歳入歳出予算



の総額を歳入歳出それぞれ157億7,277万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、自動車重量譲与税1,153万7,000円、株式等譲渡所得割交付金1,113万5,000円、地方消費税交付金2億1,638万4,000円、自動車取得税交付金1,825万2,000円、地方交付税3億8,122万7,000円、寄附金2,100万円の増額補正と配当割交付金1,705万5,000円、基金繰入金5億1,500万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費1億3,000万円の増額補正を計上いたしております。これらについて専決処分にて対応させていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第52号は、平成28年度うきは市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,748万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億6,017万円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金2,397万8,000円、県補助金3億1,894万2,000円、基金繰入金2,900万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費2,008万8,000円、農林水産業費の農業費3億1,894万2,000円、商工費の商工費2,879万2,000円、教育費の小学校費1,010万8,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第53号は、平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億440万円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金162万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務管理費162万円の増額補正を計上いたしております。

議案第54号は、平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

補正の内容は、総務費、総務管理費1目一般管理費の8節報償費27万円を1節報酬へ組み替えを行うものでございます。

議案第55号は、久留米・うきは工業用地造成事業に関する基本協定の締結についてであります。

福岡県及び久留米市との久留米・うきは工業用地造成事業に関する基本協定について協定を締結するため、うきは市議会基本条例第15条第3号の規定により、議会の議決を求めるものでござ

ございます。

議案第56号は、うきは市道路線の認定についてであります。

寄附による市道路線の認定1件について議会の議決を求めるものであります。

議案第57号は、うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第58号は、ホテルの里広場の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号は、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法の改正及び福岡県重度障害者医療支給制度の改正に伴い、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第60号は、うきは市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法の改正及びうきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の改正等に伴い、うきは市乳幼児子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第61号は、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法の改正により、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

---

## 日程第7. 報告第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 事前に配付しております、左上に報告第2号と書いております

3 ページものをお手元にお願いいたします。また、あわせまして、平成27年度のうきは市一般会計繰越事業補足説明資料と書いております、A4横長1枚ものも、あわせて御参照をお願いいたします。

報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成27年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令146条第2項の規定により、繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。平成28年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次の2ページをお願いいたします。

説明につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げまして説明にかえさせていただきます。

まず、2款1項、事業名、企画費、内容につきましては、結婚新生活支援事業でございます。翌年度繰越額360万円、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

2款1項、事業名、電子計算処理費、具体的な事業につきましては、マイナンバー制度導入に伴います、情報セキュリティ強化対策の委託料でございます。翌年度繰越額4,303万3,000円、財源につきましては記載のとおりでございます。

2款1項、事業名、新エネルギー・省エネルギー対策事業、具体的な事業につきましては、藤波ダム小水力発電事業でございます。翌年度繰越額1億1,062万円、財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、2款1項、地域少子化対策事業、翌年度繰越額はゼロでございます。これにつきましては、国のほうに平成27年の3月段階で申請をしておりましたけれども、不採択となりましたので、これが事業を実施しないということでございます。

続きまして、2款1項、事業名、歴史的資源活用事業、内容につきましては、歴史的資源調査活用計画委託料及び整備工事分でございます。翌年度繰越額1,249万3,000円、財源につきましては記載のとおりでございます。加速化交付金でございます。

2款1項、事業名、地域総合商社推進事業、具体的内容につきましては、地域総合商社事業計画策定・検証委託及び総合商社の改修工事分でございます。翌年度繰越額5,738万4,000円、財源につきましては記載のとおりでございます。

2款1項、事業名、創業支援推進事業、内容につきましては、旧福岡銀行浮羽支店跡地の外壁工事関係でございます。繰越額が519万5,000円でございます。財源は記載のとおりでございます。

2款1項、事業名、女性起業家等支援事業、内容につきましては、起業の相談の起業サイトの使用料でございます。繰越額が1万2,000円、財源は記載のとおりでございます。

2款1項、事業名、農業ブランド化推進事業、内容につきましては、農業経営のスキルアップ事業の補助金でございます。繰越額が1,010万円でございます。財源は記載のとおりです。

2款3項、事業名、戸籍住民基本台帳費、内容につきましては、地方公共団体情報システム機構への負担金でございます。繰越額が754万3,000円でございます。財源は記載のとおりです。

3款1項、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業でございます。事業名もそのとおりでございます。繰越額が1億2,882万6,000円でございます。財源は記載のとおりです。

3款1項、事業名、社会福祉施設費、内容につきましては、総合福祉センターの施設の中の非常用発電設備の営繕工事費でございます。翌年度繰越額は150万円でございます。財源は記載のとおりです。

3款2項、事業名、一般保育所総務費、内容につきましては、保育費の負担軽減措置対応システムの改修委託でございます。繰越額が108万円でございます。財源につきましては記載のとおりです。

次の3ページをお願いいたします。

6款1項、事業名、農業振興一般管理費、具体的な内容につきましては、TPP対策の担い手確保、経営強化対策事業の事業補助金でございます。翌年度繰越額は1,300万円でございます。財源は記載のとおりです。

7款1項、事業名、企業誘致対策費、具体的な内容につきましては、鷹取工業団地の測量委託料でございます。繰越額が1,010万円でございます。財源は一般財源でございます。

7款1項、事業名、温泉地観光推進費、具体的な内容につきましては、筑後川温泉の看板の設置工事費でございます。繰越額が1,244万円でございます。財源につきまして、収入財源200万円につきましては、温泉組合からの負担金でございます。以下は記載のとおりでございます。

8款2項、事業名、道路維持補修費、具体的な内容につきましては、川前橋、江南橋の橋梁の改修工事費分でございます。繰越額が2,333万8,000円、財源につきましては記載のとおりでございます。

8款2項、事業名が一般道路新設改良事業、内容につきましては、市道2線におきます改良舗装工事分でございます。繰越金額が2,040万3,000円でございます。財源については記載のとおりでございます。

続きまして、8款4項、事業名、公営住宅建設事業、具体的な事業につきましては、新治団地D及びE棟の建設工事費分でございます。繰越額が2億1,961万5,000円でございます。財源につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、11款1項、事業名、過年発生農業用施設災害復旧事業、具体的な事業につきましては、巨瀬川筋、妹川元有地域の農道等の測量登記分でございます。繰越額が180万6,000円でございます。財源については記載のとおりです。

続いて、11款2項、事業名が、過年発生公共土木施設災害復旧事業、具体的な内容につきましては、美住川筋の道路災害、それから楮原・つづら川筋の復旧事業工事分でございます。繰越額が2,487万3,000円でございます。財源は記載のとおりでございます。

11款2項、事業名、現年発生公共土木施設災害復旧事業、内容につきましては、昨年、8月15日の台風15号の災害の応急工事分でございます。

以上、合計で繰越総計が7億1,034万6,000円となっております。財源につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 質問というか、確認をちょっとさせてください。繰越明許、概念は理解しておったつもりですけど、せっかくの機会ですから。

今、説明いただきました。数字は精査して合致いたしております。お尋ねしたい、確認したいのが、例えば、2ページの2款総務費1項総務管理費、地域少子化対策事業費の450万、結果的に不採択でゼロに繰越額はなっております。

それで、これはもう事業が、そういうのが採択される、されないという以前に、繰越明許を設定されたということになりますですね。結局、こういう事業を申請している。そして、結果的には不採択になってゼロになりました。しかし、繰越明許は、もう補正の中で設定をしておったという理解でよろしゅうございますかね。

それともう一つは、私だけがわからないのか知りませんが、例えば3月31日の専決処分ございますが、繰越明許は、明許費から実際、繰越額が減額になった場合についても、これはもう決算でしか出てこない。しかし、これは増額になったら変更を出すという理解でよろしいかと思うんですけど、それはわかりました。今、合意いただいたようでございますんで、その1点だけ、少子化で450万は、まだ国のほうに申請をされていて予算化はしているけども、繰越明許をもうその時点で設定して、結果的に不採択になったからゼロになったという。

という、採択になって、予算じゃないんですけど、繰越明許費は、もう不採択の段階でもいいんじゃないかと思うんですけど、その説明をちょっと確認のためお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 地域少子化対策事業につきましては、3月議会の際に、予算と

繰越明許費を設定して上げたところでございます。（「予算書で」と呼ぶ者あり）はい。

その上げる時点で、国のほうにまだ申請段階でございました。最終的に、国のほうの採択が議会終了後に決まった形になりますので、市のほうとしては、これ、10分の10の補助でございました。ぜひそれを使ってやりたいということでおったわけですが、結果的に不採択となりましたので、3月の繰越明許には上げておりましたけれども、今回の繰越計算書におきまして、そこをきちっとあらわして、繰り越しをしないという形で計算書を調製したところでございます。以上です。

○議員（7番 江藤 芳光君） 理解できました。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで質疑を終わります。

以上で報告第2号の報告を終わります。

---

### 日程第8. 報告第3号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） それでは説明を申し上げます。

まず、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について別紙のとおり報告する。平成28年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に、平成28年3月29日開催の第1回理事会議案、並びに、平成28年5月9日開催の第2回理事会議案の資料を提出させていただいております。それにより説明申し上げます。

それでは説明に入らせていただきます。

経営状況につきましては、第2回、5月9日の理事会議案の事業報告及び決算報告のほうで説明させていただきます。資料につきましては、事前にお渡ししておりますので、要点のみの説明とさせていただきます。

まず、3ページでございます。3ページをお願いいたします。

三春工業団地造成工事については、平成21年3月に完了しており、平成27年度は、未売却地の東側区画の維持管理を行っております。

また、株式会社ROKI福岡の西側区画への進出に伴い、電線類地中化埋設工事、九州電力

ケーブル敷設負担金の支払い、削井工事を行っております。

電線類地中化埋設工事につきましては、県道から三春工業団地への進入口に当たる電力引き込み柱から既存の埋設管まで延長する工事でございます。

また、九州電力ケーブル敷設負担金には、埋設管内に、電力ケーブルを九州電力に敷設を行ってもらうことに対する負担金でございます。

削井工事につきましては、ROKI福岡が三春工業団地に進出する際に、敷地内に飲料の井戸を確保することを約束しておりましたので、今回、そのボーリング工事を実施しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

財産目録でございます。

区分の普通預金は1,134万8,069円です。福岡銀行ほか市中銀行への預金でございます。

次に、定期預金でございます。500万円となっております。この分は、基本財産の資本金に当たるもので、にじ農協1口でございます。

次に、完成土地等としまして2億5,690万1,928円です。完成土地の期末残高となっております。後ほど13ページのほうで説明をさせていただきます。

その下、資産合計が2億7,324万9,997円でございます。

次に、負債合計1億3,000万円です。これにつきましては、短期借入金として、うきは市土地開発基金より借入れをしているものでございます。昨年と同額でございます。

下から3行目の資産合計からその下の負債合計を差し引きますと、一番下の欄、1億4,324万9,997円となり、こちらが開発公社の純資産となります。

次に、5ページをお願いいたします。

現金及び預金明細でございます。お目通しいただけたらと思います。

続きまして、6ページをお願いいたします。

こちらは、貸借対照表でございます。これらは、開発公社の経営状況をあらわすものでございますが、まず、資産の部といたしまして、1、流動資産が、現金及び預金、完成土地等でございます。金額につきましては、先ほど申し上げた金額になっております。

2の固定資産についてはございません。

次に、中ほど、負債の部でございます。

1、流動負債といたしまして、先ほど申し上げました市の土地開発基金から短期借入分として1億3,000万を借り入れております。

2の固定負債はゼロでございます。

次に、資本の部です。

1、資本金の基本財産500万円です。

2、準備金といたしまして、昨年からの(1)の前期繰越準備金が1億3,833万5,383円です。

(2)の当期純利益につきましては、大きな収入はなく、一般管理費等の経費で、合計はマイナス8万5,386円でございます。

この分を前期繰越準備金と相殺いたしまして、その下の欄の準備金合計となり、この分に基本財産500万円を加えましたものが、下から2行目の資本合計となっております。

さらに、資本合計に中ほどの負債の部の合計1億3,000万円を加えた額が、一番下の欄、負債・資本合計2億7,324万9,997円となります。

続きまして、7ページをお開きください。

損益計算書でございます。

1年間の収益と費用の状況を示すものでございます。

平成27年度におきましては、一般管理に係る経費のみでございまして、中ほど、3番の販売費及び一般管理費が7万6,600円、4番の事業外収益といたしまして、受取利息が4,214円、5番の事業外費用としまして、短期借入金の支払利息1万3,000円、これは、市の土地開発基金から利率0.01%で借入れをしている分の利息となっております。

下から2段目の経常利益につきましては、収益分から経費分を差し引くことになり、マイナス8万5,386円になりまして、この分がそのまま一番下の当期純利益となり、赤字ということになります。

これは、6ページの貸借対照表の当期純利益と一致するところになります。

続きまして、8ページでございます。

この分はキャッシュフロー計算書で、具体的な現金の流れを示す財務諸表でございます。

一番下の欄の合計金額は、5ページの現金及び預金明細表に一致することで、1,634万8,069円となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

市の土地開発基金からの借入れの明細表でございます。

前年度からの繰越残高は1億3,000円となっております、去る平成27年12月14日に同額の借入れを行っております。そのようなことで、上の段、下の段という形で掲載させていただいております。

次に、10ページと11ページになります。

10ページにつきましては、先ほど申し上げました損益計算書の収益、経費の内訳を示しておりますので、ごらんいただくということで説明は省略させていただきます。

11ページでございます。



ページ中ほど、資本的支出の土地造成事業費について説明をさせていただきます。

2、需用費（燃料費）でございます。7,786円につきましては、未売却地の東側区画の草刈り時に係る燃料費でございます。

4の工事請負費259万7,400円につきましては、3ページの事業報告で説明いたしました電線地中化埋設工事、削井工事の合計でございます。

5、負担金補助及び交付金48万1,443円は、九州電力ケーブル敷設負担金でございます。

6、公課費90万6,400円は、未売却の東側区画に係る固定資産税となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

資本金明細表でございます。この分は、土地開発公社の基本財産と言われますもので、先ほどから御説明しております500万でございます。

最後に、13ページをお開きください。

平成27年度完成土地明細表でございます。

面積といたしまして、表の一番上の段の右側に書いております3万4,592平方メートル、三春工業団地の東側区画分でございます。

当期増加高Bの5、諸経費欄の399万3,029円につきましては、この土地の維持管理費に加え、先ほど説明いたしました電線類地中化埋設工事、九州電力ケーブル敷設負担金、削井工事に係る金額となっております。

1から6の期首残高にこの当期増加高Bを加えたものが、期末残高2億5,690万1,928円となっております。これは4ページで説明をいたしました完成土地の分となります。

14ページは、平成28年4月26日付監査意見書を添付しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 福岡県内でも、土地開発公社の必要性が、もうなくなったというところで、解散をしている市がたくさんあるわけですから、現在、福岡県内で土地開発公社が残っている市町村は何市町村になっているか、わかってあったらお願いしたいと思っております。

それから、未売却の土地面積が3万4,592平方メートルということでありました。残高でいきますと2億5,690万1,928円、平米単価でいきますと、この7,427円、約7,500円程度になりますが、これを分譲は一体幾らの価格を提示しているのか、もうROKIがやっと出てきた。これも7年かかっているわけですよ。当然、一緒に造成した土地ですから、7年間、全く売れていないという状況ですけれども、一体、幾らで売却の提示価格をやっている

のか、わかってあったらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） まず、福岡県内の土地開発公社の数でございますけど、平成26年度末になっております。市が21、町村が13、計の34公社、残っております。

それと、2つ目の分でございますけど、三春工業団地の分譲価格につきましては、平米当たり1万円で販売予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 3ページ、もうここ、私、読み切らんかったばってん、この削井工事、いや、ボーリングという説明じゃったと思いますが、工業用水のボーリングかと思いますが、これ、以前、工業用水あたりのボーリングする場合は、地元とよく話し合ってたかんと、水が枯れたりした場合の、いろいろ問題があるんじゃないかということをお願いしておりましたので、再度質問しますが、話し合いはできたということですか。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 今回のボーリングにつきましては、ROKIさんのほうが、飲料水として使用したいというところのボーリングでございます、工業用で使用する分ではございませんので、周辺の住民の方との協議は行っておりません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 飲料用水で、大した量をくみ上げんからということですね。それで、話し合いも了解もとっていないということですね。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） そのとおりでございます。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員、3回目。

○議員（8番 伊藤 善康君） キャッシュフローか何か横文字が出たばってんが、この前、全協のときも三園議員からありました。

私も、以前、もうこれ、多分、要望を出しとったと思いますが、使いなれんとですね、そういう言葉。おたくたちは、よく使っているから、もう平気でわかると思いますが、それで説明を加えてくれちゃうことで要望を出しておりましたが、全然、改善がされておられません。

そういうこつをやっぱ検討したこつあるとですか。何ぼ要望しても変わらんということか。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 御指摘をいただいていたということですが、まず様式につきましては、もう決まっておりますが、表現については、ちょっと再度、キャッシュフローにかわるような言葉で説明できるようなところで、次回は説明をさせていただきたいと思えますけど。（「空白があるとじゃけん、そこへちょっと書いてよ。日本語で書きゃ、どうにかわかる感じ」と呼ぶ者あり）

はい。じゃあ、まず今後、検討させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 参考までに関連でお聞かせ願いたいんですけども、よろしいですかね。

ROKIがいよいよ稼働しておりますけれども、よく地元からも聞かれるんですが、せっかくの機会だから、議員全員が知っておきたいと、知ってもらったほうがいいと思います。

現在、何名ぐらいの従業員で稼働されているのか、そして、わかっているならば、いつごろまでにどのくらいふやす予定なのか。それから正規社員と非正規社員、新しく今度、採用されたのが何名ぐらいおられるのか、そこを参考まで。よく聞かれて、いや、ちょっと答弁できないものですから、参考までに。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 大変申しわけございません。調べておったんですけど、ちょっと手元に資料を忘れてきております。

今現在、正規職員につきましては約110名弱になっております。（「全体か」と呼ぶ者あり）全体ですね。全体で約110名弱になっております。

正規職員につきましては約40名。（「約40名か」と呼ぶ者あり）はい。の数でございます。

また、ちょっと正式な部分につきましては、後日でも資料をお配りしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 後日でも結構ですから。

それと、うきは市から何名採用していただいたのかも一緒をお願いしたい。そして、正規社員と非正規社員の別に、正規社員が何名、非正規社員が何名、そして、向こうから連れてきた従業員が何名ぐらいというのを詳しくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） また、正式には資料を提出させていただきたいと思えますけど、市内の正規職員につきましては13名になっております。（「13名。あとは非正規か」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで質疑を終わります。

以上で報告第3号の報告を終わります。

---

### 日程第9. 議案第48号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 議案書の2ページをお開きください。

議案第48号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市税条例等の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成28年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いします。

専決第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

うきは市税条例等の一部を別紙のとおり改正すること。平成28年3月31日。うきは市長高木典雄。

4ページをごらんください。

うきは市税条例等の一部を改正する条例でございます。

このたびの改正につきましては、平成28年度の地方税法の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布されました。これに伴い、うきは市税条例の一部を改正する必要がありましたので、専決処分による改正を行い、今回の市議会に報告し、承認を求めます。

今回の条例改正につきましては、議案書の4ページの第1条及び7ページの第2条で改正しております。

第1条については、今回の地方税法等の改正に伴う改正です。

第2条については、今回の改正に伴う平成27年度改正附則の規定の整備でございます。

お配りしています、うきは市税条例新旧対照表をあわせて御参照ください。

今回の主な改正は、1つ目が、個人及び法人の市民税について、確定申告などの増額更正や減額更正が繰り返行われた場合、延滞金の計算期間から一定の期間を除いて計算することとする

もの。

それから、2つ目に、固定資産税の非課税対象者の一部変更でございます。

それでは、改正内容について説明いたします。

うきは市税条例の新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表の1ページをごらんください。

表の下のほうに、第19条で（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）の条文があります。

この条文では、市の税金について、納期限後に納付した税金についての延滞金の基本的な計算方法を述べているところでございます。

次の2ページの対照表の右側の現行の欄のほうを見ていただきたいと思います。

（2）と（3）がありますが、それぞれ条文の内容を2つに分けて、左側の改正案の（5）、（6）として新設をしております。これは、今回の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、同じ2ページの下のほうにあります、第43条、（普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）のところを見ていただきたいと思います。

この条文は、普通徴収に係る個人の市民税において、修正申告などにより税額の変更があった場合の不足税額の追徴や、それに係る延滞金の追徴について述べているところでございます。

次の3ページの下のほうを見ていただきたいと思います。

第4項が新設されておりますが、これは修正申告書の提出により納付すべき税額が増加した場合において、その後に税額を減少させる減額更正があり、さらにその後、再度、修正申告を行い、税金が増額した場合、その追徴すべき不足税額については、延滞金の計算において一定の期間を除いて計算することとしたものでございます。

続きまして、次の4ページの真ん中ほどにあります、第48条、（法人の市民税の申告納付）のところを見ていただきたいと思います。

この条文は、法人の市民税について、申告と納付の手続を定めているところでございます。

次の5ページを見ていただきたいと思います。

第5項が新設されておりますが、これは法人の市民税に関する延滞金の計算方法の改正関係の内容を示しているところでございます。

先ほどの個人の市民税と同じように、修正申告による税金の増加があった後に、減額更正を行って税金が減少し、さらにまた、修正申告による税金の増加があった場合において、延滞金の計算期間から一定の期間を除いて計算することとするものでございます。

次に、6ページの上のほうの第50条、（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）のところを見ていただきたいと思います。

この条文は、市長が、法人の市民税額の誤りを発見した場合、納税者に通知をして不足税額を納税してもらう手続について、述べているところでございます。

先ほどの改正条文と同じように、当初、申告書が提出されており、その後、税額を減少させる減額更正があった後に、さらに修正申告を行い、税金の増額があった場合に、延滞金の計算の基礎となる期間から、ある一定の期間を除くものとされたものです。

続きまして、7ページをごらんください。

下のほうの第2節、固定資産税の節のところの第56条でございます。

ここは、固定資産税の非課税の対象となる者が行う申告手続について、述べている条文でございます。

7ページと8ページの下の方にあります第59条で、この非課税対象となる者の組織統合による名称変更に伴う改正を行っております。

続きまして、8ページの下の方の附則をごらんください。

第6条、（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）のところでございます。

この改正は、適切な健康管理を行っている納税者が、医療用の医薬品から転用された特定一般用医薬品の購入費を支払った場合の医療費控除の特例制度を創設したものでございます。

これまでの医療費控除は、支払った医療費の額から10万円を超えた金額、または、年間所得の5%を超えた金額を医療費控除としていたわけですが、今回の改正で、対象となる特定一般用医薬品を購入した場合、年間10万円を限度としまして、購入費用のうち1万2,000円を超える費用を医療費控除とするものでございます。

続きまして9ページをごらんください。

上のほうに、第10条の2、（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）とあります。

これは、償却資産に係る課税標準の特例措置、つまりわが町特例の割合を定める規定でございます。今回の法律改正で特例の対象となる資産がふえたための改正でございます。

続きまして、10ページの上の方の第10条の3は、さまざまな住宅の新築や改修に対する固定資産税の減額規定の申告手続について述べている条文でございます。

今回の改正では、第6号の熱損失防止改修住宅における申告における提出書類の変更についての規定の整備でございます。

続きまして、新旧対照表の11ページをごらんください。

ここからは、議案書の7ページの下の方にあります、「第2条、うきは市税条例等の一部を改正する条例を次のように改正する。」と書かれてあるところからの関連でございます。

これは、平成27年の改正附則第5条の改正でございます。

新旧対照表11ページの上のほうに、第5条で、（市たばこ税に関する経過措置）とあります。ここの改正は、今回の市税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備等によるものでございます。

議案書の8ページの真ん中ほどからの附則については、施行期日や経過措置等を規定しているところでございますので、説明を省かせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 8ページの下から5行目ですか、特定一般用医薬品等購入費を減らした場合の医療費控除の特例というのが、今度、設けられるわけだね。

時限立法の平成30年度から平成34年度までということですが、この特定一般用医薬品というのはどういうものか示されてあったら、一覧表等をいただくとありがたいと思いますけど。

このままではわからんわけだね。特定一般用医薬品等購入費、その医薬品の購入費が該当するかどうかというのは、やっぱりその指定表を見ないことにはわかってこないもんですから、これの指定医薬品が決められてあったら、何か一覧表か何かあったら、いただくとありがたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） これの全体のまだ医薬品について、全てが表示されているわけではございません。

これは、平成30年度から施行されます。所得税においては、平成29年の1月1日から施行されまして、29年1月1日からの購入に係るものが対象となっております。

まだ、全体の医薬品についての紹介はありませんが、一部、紹介されたものがありますので、それを後で提出したいと思います。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 条例の法改正になっておりますが、1条の関係です。資料もいただいております。19条から59条までの特に延滞金の計算の件、説明ございました。

事務的に、うきは市の例の場合に、まだ、平成29年の1月1日施行になりますね、29年からなりますが、これは事務的にこの事案というのは、延滞金の計算の関係について把握が容易にできますか、事務的に、そのみちよっとお答えください。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） これについては、ほとんど事例はございません。（「ないか」と呼ぶ者あり）はい。

これは、税務署の関係の確定申告のそういうものを見て、こちらのほうで、税務署で過去について、更正があったときとか、まだ増額更正、減額更正、いろいろありますけど、そういったとき、あったときに、こちらのほうに情報が流れてきますので、そういうとき、わかるわけなんですけど、ほとんどこれに関する延滞金についてのケースは、今のところはほとんど見当たりません。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ほとんど例がないということですが、これは、市のほうでチェックするのではなく、税務署のほうから情報が流れてくるちゅうことですから、そういうことでよろしいんですか。

もうこちらのほうで、その手続の窓口になってやるんじゃないかと、もう税務署のほうから、こういうことだと情報をキャッチして、そしてこちらのほうで処理すると、そういうことでよろしいんですか。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） そのとおりでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は承認することに決しました。



---

## 日程第10. 議案第49号

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、議案第49号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の議案書10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市国民健康保険税条例（平成17年うきは市条例第61号）の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成28年6月3日提出。

うきは市長高木典雄。

次ページ、11ページをお開きください。

専決第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成28年3月31日。うきは市長高木典雄。

12ページ、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を載せております。お手元の新旧対照表、ページ16ページのほうで御説明させていただきたいと思います。

うきは市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

これは、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成28年3月31日に公布されましたので、それに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正し、承認を求めます。

第2条第2項ただし書中、「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中、「17万円」を「19万円」に改める。

これにつきましては、限度額の医療分を54万円に、後期高齢の支援分を19万円にそれぞれ引き上げ、最高限度額を89万円に改正するものでございます。

また、第23条中、「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中、「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中の「47万円」を「48万円」に改めるものです。

これにつきましては、第2号の国民健康保険の5割軽減の所得判定基準について、現行の33万円に、被保険者1人当たり「26万円」の加算を「26万5,000円」に改め、第3号の2割軽減の所得判定基準を4号の33万円に被保険者1人につき「47万円」の加算を「48万円」に改めるものでございます。いずれも、軽減判定基準を引き上げたものでございま

す。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今回の専決ですけれども、この間、毎年、専決事案として出されております。

そこで、ちょっとお尋ねいたします。

一つは、6月1日の広報に、もう既に載っておりますですね、具体的な表として。そこでお尋ねしますけれども、この間、専決として流されるんですけれども、その前に全員協議会とか、その事案がわかった段階で、具体的に広報に載せるとかいうことも含めて、議会の承認というよりも、事前に報告するということはできないのかどうか、その辺の改善を改めてできないのか、市長も含めて御意見を言ってもらえればと思っております。

それから、もう一点、減免について、多分、課税資料というのがあるかと思しますので、いわゆる減免の金額とか、その所得額も含めた一覧表があると思しますが、その資料を配付していただきたいというのが2点目でございます。

それから、今回の上限変更におけるその対象者と人数及びその負担率というか、具体的にどんな形になるのか。この上限を設定することによって、それが税収上、負担率が上がると同時に、減免の金額が今回も5,000円ぐらいずつ上がっているんですね。それによって、その国保会計のところの内容というのは、どういうふうになるのかというようなことを教えていただきたいということでもあります。

一応、以上3点です。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 2点御指摘いただいておりますが、1点目、事前に全員協議会等で改正の内容の説明ができないかという御質問でございます。

法案提出されておりますので、時期の設定はございますけれども、事前に全員協議会でお諮り、御説明することは可能ですので、そういう形でしていくべきだと私も思います。

それから、2点目の賦課の状態がどう変わるかという御質問でございますが、この場で御説明できる数字的なものを申し上げます。

平成27年度におきまして、この限度額4万円引き上げていますが、27年度で限度額の超過者は193世帯でございます。単純に計算すれば193世帯が超過者で、丸々超過すれば、4万円ふえてくるというような形が想定されます。

それから、減額分でございます。今回の改正につきましては、減額は2割、5割、7割とござ

いますけども、そのうちの改正分が2割と5割の改正でございます。2割軽減につきましては、昨年度でございますけども578世帯、5割軽減については798世帯が対象になっております。そういう対象者が、所得制限を引き上げておりますので、ふえてくるということは想定されております。

表につきましては、課税の均等割と平等割が軽減されるということでございますが、対象者については、金額は変わっておりませんので、限度額について52万から54万というような表になると思います。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それで、3月にその当初予算、設定、とりあえずしておりますけれども、その関係でいうと、今言った193世帯及び減免される、合わせて1,300ぐらいの世帯のところで、全体の予算そのものは大まかに変わらないということで想定しているということですか。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） ただいま申しました数字は、27年度で2割軽減に該当した所得になられた軽減対象者でございますから、これの限度額が引き上がったということになりますので、578が590とか600とか、若干増加するであろうと。

5割軽減者についても、798世帯ですから残りが800か810、これは所得ですから、前年度所得ですから、本年度の所得が確定した段階で、最終的な人数、出ますが、限度額の引き上げでございますので、対象者がふえていくとは思いますが。そういう形で、最終的には、昨年度の所得で判定をさせていただくような形になっています。

それから、先ほど全員協議会の御説明につきましては、本案が通った後の御説明と、直近での御説明という形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。

ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 公市長にちょっと確認しておきます。

今ありました、この間、議運の中で言っていますので、今は市民生活課長との案件だけを言っていますので、専決処分の際については、事前じゃなくて、処分後の最初の全協ということ再確認をお願いしておきます。

確認答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 江藤議員言われたとおり、議運の中で御意見等をいただきました。その後、すぐ管理職会議の中でも、その旨、重要案件等については専決処分した後の直近のといえますか、全員協議会で原則報告するようにということで徹底しております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） よろしいですか。

1番、岩淵議員、3回目。

○議員（1番 岩淵 和明君） 済みません。広報に載つけた件について、改めてちょっともう一回、確認します。

これは、広報に載つける載つけないというのは、誰が判断して載つけたのか、ちょっと再確認したいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 広報の掲載につきましては、所管係から原稿をいただいて原稿を作成いたしまして、私、課長のほうから総務課のほうの広報のほうに提出すると。で、広報するという形でございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は承認することに決しました。

---

日程第11. 議案第50号

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、議案第50号専決処分の承認を求めることについて（うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書の13ページをお開きください。

議案第50号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成28年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

議案書、14ページをお願いいたします。

専決第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成28年3月31日。うきは市長高木典雄。

うきは市の固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書の15ページから17ページにかけて記載をしております。

この案件につきましては、平成28年3月議会におきまして、改正行政不服審査法が平成28年4月1日より施行され、不服申し立ての種類を原則として審査請求に一本化されたことに伴い、条例の中の関係する部分の文言を改正させていただいております。

しかし、本年3月末に総務省からの通知により、税条例を初めとした改正案の準則が示され、その中に固定資産評価審査委員会条例の改正案の準則も含まれておりましたので、総務省からの通知に従い、当該条例の一部改正の専決処分をしたものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の18ページをお開きください。

まず、第4条第2項第1号中、「住所」の次に、「又は居所」を加えております。同項第2号は、今回、新設されたものでございます。

以下の号につきましては、第2号が追加されたことにより、1号ずつ繰り下がったものでございます。

第4条第3項中、「住所」の次に「又は居所」を加え、「代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格を証する」を、「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する」に改めております。

同条第6項は、今回、新設をされたものでございます。

続きまして、第6条中、第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし

たものでございます。

同条第2項と第5項は新設をされたものでございます。

同条の第2項につきましては、電子情報処理組織を使用して弁明がなされた場合についての処理を記載してなされております。

それから、第10条につきましては、手数料等の額について記載をしており、今回、新設をされたものです。

第11条につきましては、手数料の減免について記載をしており、今回、新設をされたものでございます。

新旧対照表につきましては、20ページになります。

第12条は、議事についての調書に関して記載をしており、現行の第10条第1項中、前3条を第7条から9条に改め、同条を第12条としたものでございます。

第13条は、決定書の作成に関して記載をしており、現行の「第11条第1項中においては、」の次に、次に掲げる事項を記載し、「委員会が記名押印をした」を加えて、同項に第1号、主文、第2号、事案の概要、第3号に審査申出人及び市長の主張の要旨、第4号、理由を加え、同条を第13条としたものでございます。

14条から16条につきましては、条の繰り下がったことによる改正でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は承認することに決し

ました。

---

### 日程第12、議案第51号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第12、議案第51号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度うきは市一般会計補正予算（第6号））についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（**金子 好治君**） 議案書の18ページをお願いいたします。

議案第51号専決処分の承認を求めることについて。

平成27年度うきは市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成28年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

平成27年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり定めること。平成28年3月31日。うきは市長高木典雄。

続きまして、別に配付いたしております、一般会計補正予算書（第6号）をお手元をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

専決第5号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度うきは市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,978万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,277万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成28年3月31日。うきは市長高木典雄。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正の説明でございます。

まず、追加といたしまして、3款1項、事業名が社会福祉施設費営繕工事費でございます。金額が150万円でございます。これにつきましては、3月末に、3月議会後に、総合福祉セン

ターの非常用自家発電設備工事を行ってございましたけれども、その工事の部品の調達に時間を要したため、年度内の完成が困難になったため、繰越明許費の追加を行うものでございます。

次の変更でございます。2款3項、事業名が戸籍住民基本台帳費、内容につきましては、地方公共団体情報システム機構への負担金でございます。これにつきましては、当初、528万5,000円ということで設定してございましたけれども、国のほうから追加の交付が2月の26日付で来ましたので、225万8,000円の追加ということで、754万3,000円に補正を行うものでございます。

続きまして、8款2項、事業名が一般道路新設改良事業、補正後の金額が2,040万4,000円でございます。300万4,000円の増加でございます。これにつきましては、市道2路線の橋梁の点検工事費が増加したためでございます。

8款4項住宅費の事業名が公営住宅建設事業、内容につきましては、新治団地建てかえ工事分でございます。補正後の金額が2億1,961万5,000円でございます。836万9,000円の増加でございます。内容の理由につきましては、当初、2億1,124万6,000円を繰り越し予定でございましたけれども、契約金のうち前払い金を支払いました残額を繰り越すために補正を行うものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入につきまして説明をさせていただきます。

歳入につきましては、11ページから20ページの各種譲与税・交付金等につきましては、国または県が徴収いたしまして、法令に基づきまして市町村に交付されるものでございます。

年間2回ないし4回に分けて交付されております。最終の交付月が3月になることから、今回、予算との差の調整を行うために補正を行ったものでございます。

まず、2款1項1目地方揮発油譲与税、補正額142万1,000円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

2款2項1目自動車重量譲与税、補正額1,153万7,000円の増額でございます。

続きまして、3款1項1目利子割交付金、補正額39万3,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目配当割交付金、補正額1,705万5,000円の減額でございます。

続きまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金1,113万5,000円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目地方消費税交付金、補正額2億1,638万4,000円の増額でございます。

続きまして、17ページ、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額33万9,000円の



減額でございます。

続きまして、18ページ、8款1項1目自動車取得税交付金、補正額1,825万2,000円の増額でございます。

続きまして、10款1項1目地方交付税、補正額3億8,122万7,000円、特別交付税分でございます。

次の20ページをお願いいたします。

11款1項1目交通安全対策特別交付金、補正額は161万4,000円の増額でございます。

続きまして、21ページ、17款1項2目指定寄附金、補正額2,100万円、内容につきましては、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」の3月末までの入金分でございます。ふるさと「まごころ寄附金」につきましては、27年度、件数で1万692件の件数です。金額は2億4,191万1,000円の入金があるところでございます。

続きまして、18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額5億1,500万円の減額でございます。一般財源の増によりまして、基金の繰り入れを予定しておりましたものを減額するところであり、内訳につきましては、説明欄にありますように、財政調整基金分が2億7,000万円の減、振興基金が9,500万円の減、公共施設整備基金が1億5,000万円の減となっております。

続きまして、23ページ、歳出でございます。

2款1項7目財政調整基金費、補正額1億3,000万円、これにつきましては、将来の公共施設の整備に備えまして、公共施設整備基金に積み立てを行うものでございます。

続きまして、14目地域コミュニティ推進費、これにつきましては財源組み替えでございます。一般財源の増によりまして、基金繰り入れを予定しておりましたものを一般財源に組み替えるものでございます。

以下、24ページをお願いいたします。

3款1項4目につきましても、財源組み替えでございます。

その下、8款2項2目道路維持につきましても、財源組み替えでございます。

26ページ、10款2項1目学校管理費につきましても、財源組み替えでございます。

27ページの10款3項1目学校管理費につきましても、財源組み替えでございます。

28ページ、10款4項6目図書館費につきましても、財源組み替えでございます。

14款1項1目、補正額21万7,000円の減でございます。歳入歳出の調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 歳入についてお尋ねをいたします。

まずは、増額の大きい、16ページの6款1項地方消費税交付金2億1,638万4,000円という多額の増額になっております。消費税の10%は、2年半先延ばしということが、事実上、決まったようでございます。この増額については、8%分のはね返りだと思いうので、その確認を一つ。

それから、地方交付税、19ページですね、特別交付税が3億8,122万7,000円の多額の増額になっております。この増額になった要件をわかるだけ説明を、概要をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まず、地方消費税交付金につきましてでございます。

消費税のうち、もちろん8%でございます。消費税のうち、地方の取り分がございすけれども、それが一旦、県に納入されます。その2分の1につきまして、国勢調査の人口、あるいは従業員の事業者統計に伴います従業員数等で案分されて、各市町村に交付される形となっております。

これにつきましては、当初予定では、さほど伸びがないのではなかろうかということで、慎重に計上しておったところでございますけれども、実態的に比較的、消費が順調になったというようなことで、4回に分けて交付されると思っておりますけれども、トータルで5億7,000万の交付があったということでございます。

続きまして、地方交付税関係でございますけれども、今回、特別交付税のほうが3億8,122万7,000円増額しております。これにつきましては、うきは市の場合、平成24年に大きな災害を受けた後、非常にここが伸びまして、約8億近くあったところでございます。今回、災害等が終わりまして、約6億程度の金額になっておるところでございます。

内容的には、いろんな算定基礎はありますけれども、正確な内容というのは、市町村段階では、なかなか把握できないところがございます。

ただ、地域おこし協力隊とか、連携中枢都市圏、それからバス対策、それから災害復旧、鳥獣対策、そういったものが算定基礎として毎年やられております。

そういったことで、こういった6億近い金額が、うちのほうに交付されておりますけれども、まず1つは、今回、補正した理由といたしましては、特別交付税というのは、どちらかという、慎重に見積もりする必要がございます。

当初の段階で、固く見積もったというところも、今回の大きな補正の理由にあるところござ

います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 済みません。1つだけお尋ねというよりも確認したいと思うんですけども、21ページに、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」ということで、今、1万692件というふうに伺っております。

以前、議会の中で申し上げていたと思うんですけども、寄附をいただいた方への結果の報告について、きちんとその成果を情報として提供すべきではないかというのをこの間、指摘していたと思います。

ところが、ホームページ、いろいろ見ても、従来とほとんど変わっていないというふうに思っております。

そういう意味では、市長もそういうふうな賛同をいただいたという経過があったと思うんですが、その後、どういうふうな対応をしているか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 寄附者へのどういうものに使わせていただいたかという結果のお知らせでございますけど、27年度につきましては、決算統計等が終わりました段階で、寄附者のほうには、ホームページ並びにはがき等でお知らせをしようということでは予定はしておりまして、もうしばらく決算統計とか終わるまでの後の対応になるかと考えておりますので、もうしばらくお時間をいただけたらと思います。

○議長（櫛川 正男君） よろしいですか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 内容としては、要するに数字の問題とか、あるいは6つの分類に分けて、こういうふうになりました、使わせていただきましたということではなくて、もっとビジュアル的に、こういうものは、こういう寄附をいただいたことで、こういうことが実現できましたということ、やっぱりビジュアル面を含めて表現してもらいたいというふうに思いますので、要望としてお願いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 議員おっしゃるとおり、私たちも、ちゃんと寄附者の方には、何らかの形でお知らせしたいと思っておりますので、対応させていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 7番からも質問がありましたけれども、いわゆる地方消費税の

増額分です。これについては、もう8%というのは、もう26年の4月1日から決まっておりますから、それから27年度が、予想以上に消費が伸びたということだろうと思いますよ、これ、配当が来るということは。

したがって、先ほどの答弁で、国勢調査に基づいた人口とかそういうものが、その国勢調査が、いわゆる27年度にもありましたから、これはその前の国勢調査をもとに支払われているかどうかということですよ。

また、27年の国勢調査というのは、発表になっていないと思うわけなんです。したがって、その点がどうなのかということ。

それから、やっぱり大変交付金がふえたもんですから、問題は、22ページにありますように、予定しておいた財政調整基金の繰り入れが減額になっているわけ、5億1,500万ですか、これ、パーセントでいきますと、60.9%の減額ということであるわけですね。

これを減額しましたので、例えば公共施設等整備基金というのが、1億5,000万減額になっているわけですね。それが、議会では財源組み替えにかかっているかと思っていますよ。

次の23ページから、財源組み替えがずっと出ているわけです。その他としてあるのが、恐らくこういう繰り入れを予定しておいたかと思いますが、この内訳について、例えば公共施設等整備基金が対象になっているとか、あるいは振興基金が対象になっているという、そういう内訳がわかっていたら説明をお願いしたいと思います。

道路維持の7,000万とか、それから社会福祉施設で2,000万ですか、あとは4,000万とか財源が組み替えられてありますが、これは繰入金が減額になりましたので、その影響と思いますが、それらの内容について、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まず、16ページの地方消費税交付金の増額関係、先ほど私のほうが、地方消費税の地方分を分配する際の基礎的な数値として国勢調査の数字があるというふうに説明したところでございます。

当然、27年度につきましては、平成22年に確定した国勢調査の数値、あるいは事業所統計調査の従業員数等も、この中に案分されて、そういった計算の中で、県のほうから市町村ごとに配分する形になっております。

それから、財源組み替えの基金についてでございますけれども、説明を申し上げます。

まず、23ページでございます。

地域コミュニティ推進費の中で、その他が5,500万円減額になって、一般財源に移っている関係、これは振興基金分でございます。

それから、24ページの社会福祉施設費のその他の2,000万円が減額になっているのは、

公共施設整備基金分が減額になっております。

その下の8款2項2目の道路維持費、その他の分の7,000万円の減の分は、これも同じく公共施設整備基金の分でございます。

次の26ページの学校管理費、その他の分の4,000万円が減額になっております。これにつきましても、公共施設整備基金分でございます。

それから、次の10款3項1目の学校管理費につきましても、2,000万円の分は公共施設整備基金分でございます。

それから、28ページ、10款4項6目の図書館費のその他の分4,000万円減になっておりますけれども、振興基金分の減による組み替えでございます。

以上のような内容でございます。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 21ページ、ふるさと納税。5月に、息子が帰ってきたですよ。それで、「おまえ、ふるさと納税、俺が頼みよったけん、しよろうもんね」と言ったら、「しよるばい」と。ただ返礼が悪いということですね。返礼品が悪いと、それが一点。

もちっとメニューをふやせないかということ。それと何かポイント制になつとると。ただ、そのポイントの期限が、何年かと聞いたら、それ、わからんというので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） まず、ふるさと納税の返礼品の件でございますけど、種類に関しては、もう日本でも有数の種類はあるかと、担当としては思っているところでございます。（「新しいもんばかりちゅうことじゃろ。果物が多いちゅ言いよったですよ」と呼ぶ者あり）

そうですね、果物は確かに多いんですけど、果物が一番人気でございますして、本当、例えば、ことしの分については、ほぼ、もう昨年で売り切れて、予約済みとかそういう状況になっておるような状況でございます。

なかなか物が足りない、果物に関しては、物が足りないような状況でございます。なかなかその種類については、相当の量でやっておりますけど、まだ魅力ある記念品については、担当としても考えておりますので、また改めて、まだ担当とかを含めて協議、魅力ある記念品にしていきたいと思っております。

それと、あとポイント制の件でございますけど、例えば平成27年度に寄附をしていただいた場合については、その年を含めまして2カ年、2カ年度の有効期限になっております。

2年、長くて24カ月は大丈夫なところでございますので、ぜひポイントについても、いろい

ろ活用してもらえたらと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 返礼は、何か同じもんが多いちゅうことですね。これは息子が言いよつとやけ、私が言いよつたんじゃないですよ。

それとポイントですよ。ポイントの期限を5年ぐらい延ばしてもらえんじやろうかちゅう思います。何でかちゅうと、その私、ポイントを私にやれと言ったんだ、もうおれは何もうきは市からもらうことはないと言うから。

ところが、私がもろうても、そういう1年とかそのくらいでポイントを使うても、大した高額なもんが来んとですよ。それで、何かキャニコムあたりも入っておると、キャニコムの機械はやっぱ100万ぐらいするけ、何年分かためんと。そういうことです。

それで、5年、10年、ポイントを延ばしてもろうたら、私がもろうても、ちょっと使えるかなと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） ポイントの有効期限につきましては、また、ちょっと検討できるものかも含めまして、してみたいと思います。

それとあと記念品でございますけど、確かにフルーツが、結構、多い部分がございます、商工業品については、なかなか充実してない部分があるかと思ひられるかと思ひますけど、とにかく記念品につきましては、今後、より充実させていきたいというふうには考えておりますので、もうしばらくお時間をいただけたらと思ひます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） もうずっとふるさと納税、息子にやかましゅう言いよるとですよ。まあ、俺が議員してるのに、よそんとに納税すんなちゅうて。じゃけ、なおさらです。

それで、もうぜひとも、今、言うたことを延ばす方向とかふやす方向でお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁要りますか。

○議員（8番 伊藤 善康君） うん、返事もりたい。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 御指摘のとおり、前向きに考えさせていただきたいと思ひますし、ぜひ息子さんのほうにも、これで懲りないように言っただけけたらと思ひます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は承認することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第53号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第53号平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の予算書、25ページ。

議案第53号平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億440万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

お手元の資料で、予算説明書、31ページ、歳入、3款国庫支出金2項国庫補助金2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、補正額162万、国民健康保険制度関係準備事業費補助金ということで、続きまして、次ページ、32ページ、歳出、1款総務費、総務管理費1目一般管理費13節委託、国民健康保険事務処理システム改修委託料162万円、同額、全額、国庫支出金、特定財源でございます。

内容についてでございます。この162万円のシステムの改修費につきましては、平成30年度市町村国保の財政運営責任の都道府県への移行に伴う、厚生労働省が都道府県へ国保事業費の納付金算定標準システム、また、情報収集システムの簡易版のシステムを福岡県のほうに、平成28年度10月をめどに提供するという進んでおります。それに伴い、市町村から算定に必要な被保険者データ等の情報を県に連携システムを組んで提供するというので、市町村のほうは7月から9月ということで作業日程を組んで、10月に備えと。準備をするということで、162万円のこれに伴うシステムの改修費の予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いわゆる平成30年ですか、国民健康保険が県単位で運営されるということになりますから、それに伴う準備事業費ということで162万が交付されてありますが、次の32ページのほうに、国民健康保険事務処理システムを改修するということですが、これは県下一斉にやるわけですか、そうすると。

せんだっての説明では、市町村の事務の効率化、あるいは広域化等の推進とともに、市町村ごとの標準保険料率を定めるということになっているわけですね。だから、市町村ごとにその保険料率が変わりますと、そのシステムをまた変えなきゃならないようなことが起こってくるんじゃないかと思うわけですが、その点はどのように処置するつもりなのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） この名称につきましては、国民健康保険税の課税システムをさわるものではございません。県が、試算等を今後していく中で、情報を提供する。例えば被保険者データ、資格データとか、そういうデータをうちのシステムから抜き出して、県に必要なデータをそろえまして提供すると。抜き出して提供する部分の改修でございます。

ですから、御指摘の課税の納付金のシステムとか、そういうものの本体にかかわる改修ではございません。県に必要な部分を抜き出して提供する部分、その部分についてシステムを若干修正して、データをつくるという部分でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいでしょうか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そのシステムを改修、データをそうするというのはわかりますよ。現在、課税しているそういうデータを県に送らなきゃ、県としても、市町村ごとの徴収がわかりませんから、そのデータを送るのはわかるけれども、そのためにシステムを改修するわけか。



これ、システム改修とやっておりますが、どういう改修をやるのか、予定されてあるシステム改修の内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 現在の国保の課税につきましては、当然、毎月の資格、それから被保人数、所得、そういうので課税をしておりますが、ここでいう、ここで申し上げている162万円の内容につきましては、現行の内容で必要なデータ、所得のデータ、資産のデータとかを、月の資格のデータ、そういうデータを県が必要なデータにそろえて、提供するというところで、抜き出して必要な部分をそろえて提供するという感じでございます。

ですから、金額的には162万ということで、このシステムの改修の作業は県下一斉でございます。恐らく全国一斉だと思いますけども、時期的に、厚生労働省が都道府県に簡易版の提供をいたしますのが、10月ということで、今、出ておりますので、この作業については全国一斉に行うというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） いいでしょうか。

ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 三園議員の関連になりますけど、この162万という数字が明確に、国県支出金、出ていますが、これ、実際やった場合には、増減というものもあり得るような気もするんですけど、もうこれで契約が成り立って、費用の増減というのはないんですね。もし増があっても、国が面倒を見てくれるということでよろしいんですか、確認です。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 金額につきましては、国が出しておりますのは、上限が300万までということで、300万を超えれば市町村のほうの自己都合による費用負担になると思いますが、現在、業者からの見積もりで162万と出ております。ですから、162万を超えることは、業者がそれではできると言っていますので、それを超えることは、うちのほうとしては認めるつもりはございません。

変更は、この部分については、7月に作業、入りまして、恐らく1カ月なり1カ月半ぐらいで、もう作業を早急にやらなきゃいけないというふうに思っておりますので、金額的には、そう動く作業ではないと思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第54号

○議長（櫛川 正男君） 最後、日程第14、議案第54号平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） お手元資料の33ページをお願いいたします。

議案第54号平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

資料の38ページをお願いいたします。歳出のほうでございます。

1款1項1目一般管理費でございます。8節報償費、役員等謝礼の27万を1節の報酬27万に組み替えでございます。これにつきましては、うきは市下水道等事業推進審議会の審議会を開催することに当たりましての報酬費の組み替えでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今度、組み替えになって、報酬に変更になっている、下水道事業推進審議会委員報酬であります。この審議会を開催する目的はどういうことなんですか。

例えば、条例を見ますと、うきは市下水道等事業推進審議会というのは、1番に、水道事業及び簡易水道事業の料金体系に関する事。それから2番が、下水道事業集落排水処理施設及びコミュニティプラントの料金体系に関する事。それから3番は、水道水源に関する事。4番が、下水道事業の処理区域の変更に関する事と4つが決められてあるわけです。この中のどれをこの審議会にかけようとしておるのか、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 下水道の料金についてでございますが、過去、料金改定を行ってきております。直近の料金改定が平成26年、これは消費税の増税に伴います料金の審議を行ったところでございます。

今回、予算措置をしておりましたが、御承知のように、来年、消費税の増税が出ておりますので、その関係で審議会が必要ではないかというようなところでございました。

消費税の先送りはありましたけれども、下水道事業につきましては、料金改定が、なかなか上げるチャンスが、過去、消費税の増税に伴っての料金改定を行ってきております。

今回、消費税のこともありました。近い将来、まだ料金改定が必要じゃないかというところで、消費税に伴います料金改定を審議をしていこうというところで、当初の予算計上をしておったところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、料金改定の審議会ということになりますと、よほど慎重にやっていただかなきゃ。というのが、この下水道事業推進審議会が、料金を決めて答申しますと、議会としては、それを否決するわけいかんわけですよ。というのは、否決すれば審議委員の罷免になりますから。

だから、平成19年ですか、このときに料金改定やってありますけれども、このときは、処理区域ごとに必要経費等の案分をやっているわけですね。それと、収入とのバランスをとってあるわけ。

19年の資料を見ますと、吉井の処理区では、大変な赤字が出ているけれども、浮羽の処理区では黒字だったけれども、どうしても吉井の処理区の赤字を補填するためには、全体的に上げなきゃならないということで、浮羽の処理区では黒字会計であったけれども、料金、上がったわけですよ。こういうことをやってもらいますと、本当に皆さん方、必要な料金精査をやったかどうかということが疑問になってくるわけですよ。

審議会では、上げることに答申しましたというようなことで、19年のときにも上がっているでしょう。あと、そのあと22年ですか、また、改定やっているけれども、19年のときは、そ

ういう収入とか、いわゆる経費のアンバランスを考えて料金改定をやっているけれども、第2回目のときは、そういうのを全くやらないまま料金改定をやられたということがあるわけですよ、以前に。

したがって、ここに、2番目にありますように、下水道事業集落排水処理施設及びコミュニティプラントの料金体系に関する事ということですから、このことを審議するだろうと思いますが、よほど十分なる資料を審議会には提供して、慎重に検討してもらいますように。

でないと、向こうが答申したのを議会に上がってきて、議会が、いや、それはもうもつてのほかだといっても、いわゆる審議会が決めたことを否決することはできないわけなんです。できないことはないけれども、審議会の10人の委員を罷免することと同じになってきますもんですから、この点については十分意を用いていただきますように、これは、課長じゃなくて、市長から回答をいただけたらありがたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御案内のように、昨日ですか、安倍総理のほうで、消費税の10%の引き上げを2年半、先送りを表明されました。

これは、法律マターでございますので、今の情報によりますと、9月下旬に臨時国会を開いて、法改正をするというふうになっております。

私どもとしては、今回の国のほうの方針も、今の我が国の経済の低迷を懸念しての対応ということですので、うきは市内においてのいろんな料金改定についても、やっぱ国の流れに沿って慎重に議論しなくてはいけないと、このように考えておりますので、もともと来年4月の10%引き上げ時に、うきは市内のもろもろの料金についても、抜本的に基本料金のところから見直すというふうに、議会のほうにも御説明を申し上げてきた経緯があるんですけども、そちらについては、やはり三園議員の御指摘のように、慎重に対応すべきだとこのように考えておりますので、しっかりそういう線で検討をさせていただきたいと、このように思います。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 請願の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あした6月4日から6月5日までは休会とし、6月6日、本会議を開きます。

以上です。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時29分散会

---